

鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例施行規則（平成19年鹿屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「に規定する」を「の規則で定める」に、「をいう」を「とする」に改め、同項第1号中「暴力行為等」を「暴力、脅迫その他」に改め、同項第2号中「正当な理由も」を「正当な理由」に改め、「職員に」の次に「対して」を加え、同項第3号中「乱暴な言動により職員に身の安全の」を「大声を発し、机その他の物品に対して有形力を行使する等、乱暴な言動により職員の生命、身体、財産、身分等に」に改め、同項第6号を同項第10号とし、同項第5号中「前各号に掲げるもののほか、庁舎等」を「庁舎等」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 多数回又は長時間にわたり面談又は電話への対応等を要求する行為
- (6) 緊急の必要がないにもかかわらず、職員に対し、職務時間外又は休日に対応するように要求する行為
- (7) 職員の私生活上の行状その他市の事務事業と関係のない事項について、当該職員に対して執務時間中に面会その他の対応を行うことを要求し、又は他の職員に仲介、介入その他一定の措置を取るよう要求する行為
- (8) 人事（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害する行為を要求する行為

第13条を次のように改める。

（発生事件の報告）

第13条 条例第11条第4項の規定に基づく報告は、不当要求行為等発生報告書（別記第2号様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。